

# 公明党再要望項目一覧

## 令和元年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>◎重症心身障害児・者の支援拡充</p> <p>鳥取県立総合療育センターは児童福祉法に基づく医療型障がい児入所施設で医療型児童発達支援センターでもあり、医療法による病院でもある。そして、障害のある方への早期または生涯を見通した継続的な医療・療育（看護、保育、生活支援）を行っている。</p> <p>療育センターでは地域支援型の重症心身障害児施設として入所児童の在宅生活移行を支援している。その中で医療型ショートステイ（短期入所）は（超）重症児者から非常に多くの利用希望はあるが入所枠が6床と少なく利用者への対応が進んでいない。また、東部の鳥取医療センターは重症心身障害児者の療育型入所施設となっているが、県西部には療育型は設置されていない。</p> <p>① 地域生活支援を進めるためにも総合療育センターの医療型ショートステイ（短期入所枠）の拡大を速やかに行うこと。</p>	<p>総合療育センターにおける短期入所のニーズが年々増加している中で、利用者本人の医療依存度や家庭環境など利用者の状況を踏まえて、できるだけ多くの方が利用できるように利用日の調整を行っている。</p> <p>今後とも、利用者のニーズに応じた柔軟な勤務調整等を行うほか、総合療育センター以外の民間事業所の参入促進や周辺医療機関等との連携など、短期入所利用者の要望に応えられるよう、来年度に向けて対応策を検討する。</p>
<p>② 県西部に重症心身障害療養型の入所施設の設置に向け取り組むこと。</p>	<p>重度心身障がい者向け療養介護を提供する施設は、鳥取市に所在する鳥取医療センターのほか、島根県東部にも同様の施設があり、いずれも空床があるものと承知している。</p> <p>鳥取県立総合療育センターは、現在、このサービスを行っていないが、利用者の需要や意向を踏まえつつ、他の医療機関等の連携なども含め、来年度に向けて対応策を検討する。</p>